

6月までに取り組む規制改革の項目について

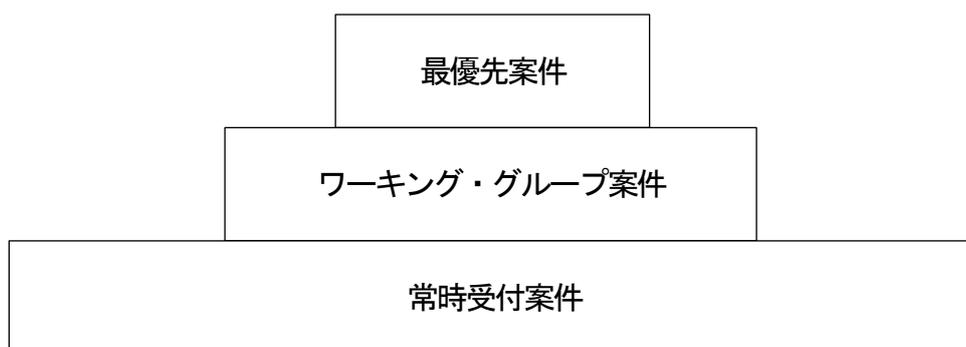
2013年2月25日

規制改革会議議長 岡素之

議長代理 大田弘子

6月までの進め方

- ・ 経済成長の観点から早急に取り組むべきであり、かつ困難な項目（最優先案件）については本会議において委員全員で議論する。優先順位を決めながら、次々に改革に着手する
- ・ 各ワーキンググループ(WG)においても、経済成長の観点から重要度の高い項目を絞り込み、6月までに成果をあげる



- ・ 広く国民から寄せられる規制改革要望は、常時受け付け、迅速に対応する

最優先案件について

- まず、次の項目から着手してはどうか。着手できるものから着手し、早期の解決をめざす
 - (1) 一般用医薬品のインターネット等販売
利用者の立場で法制化の状況を注視し、規制改革する
 - (2) 保育サービスの規制緩和
 - ① 認可保育所の保育士の配置基準緩和
 - ② 株式会社やNPOなど多様な事業者の認可保育所への参入
 - (3) 石炭火力発電に対する環境アセスメントの緩和
 - (4) 電力システム改革（電力小売の全面自由化、発送電分離等）
法制化の状況を注視し、必要な場合はアクションをとる

ワーキング・グループ案件について

- ・事務局提出のリスト（資料 3）をもとに、成長戦略（6 月）の項目としての適格性や実行可能性を審議し、項目の削除・入替・追加等を行ったうえで、成長戦略に盛り込む項目を決定する
 - ・各 WG において、上記項目のうち、経済成長の観点から優先して取り組むべき項目（優先項目）を 1～2 選び、次回の本会議に報告する
 - ・6 月までの間に、各 WG が必要と判断すれば新たな項目を追加することも可能とし、追加項目は本会議に報告する。但し、追加項目は、6 月までに解決することを条件とする。それ以外は、第 2 ラウンドに送る
- ◆産業競争力会議などから要請がなされた項目については、議長・議長代理が①最優先案件、②WG 案件、③その他の扱いを検討し、本会議に諮る

以上